十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

三　禁治産者

四　精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

五　法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

4　都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許を行つたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（免許証）

**第四条**　厚生大臣又は都道府県知事は、前条の規定により麻薬取扱者の免許を行つたときは、当該麻薬取扱者に対して免許証を交付しなければならない。

2　免許証には、麻薬取扱者の氏名又は名称及び住所その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

3　免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

（免許の有効期間）

**第五条**　麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

（免許の失効）

**第六条**　麻薬取扱者の免許は、その有効期間が満了したとき、及び第五十一条第一項の規定により取り消されたときのほか、左の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一　次条第一項の届出があつたとき。

二　当該麻薬取扱者が第三条第二項各号の資格を欠くに至つたとき。

（業務廃止等の届出）

**第七条**　麻薬取扱者は、当該免許に係る業務所における麻薬に関する業務又は研究を廃止したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2　前項の規定は、麻薬取扱者が死亡し、又は法人たる麻薬取扱者が資格を欠くに至つた場合に準用する。

3　麻薬取扱者が死亡し、又は法人たる麻薬取扱者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては厚生大臣に、麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

4　都道府県知事は、前三項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（免許証の返納）

**第八条**　麻薬取扱者は、その免許の有効期間が満了し、又は第五十一条第一項の規定により免許を取り消されたときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

（免許証の記載事項の変更届）

**第九条**　麻薬取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬出業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

2　厚生大臣又は都道府県知事は、前項の届出があつたときは、すみやかに免許証を書き替えて当該麻薬取扱者に交付しなければならない。

（免許証の再交付）

**第十条**　麻薬取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、麻薬輸





入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証の再交付を申請しなければならない。

2　麻薬取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、その免許証を返納しなければならない。

（手数料）

**第十一条**　左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

一　麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許を申請する者　二千円

二　麻薬卸売業者の免許を申請する者　千五百円

三　麻薬小売業者、麻薬施用者又は麻薬管理者の免許を申請する者　二百円

四　麻薬研究者の免許を申請する者　百円

五　免許証の再交付を申請する者　百円

2　前項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一　輸入しようとする麻薬の品名及び数量

二　輸出者の氏名又は名称及び住所

三　輸入の期間

四　輸送の方法

五　輸入港名

3　第一項の許可を受けた者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4　厚生大臣は、国内における当該麻薬の需要量及び保有量を考慮して適当でないと認めるときは、第一項又は前項の許可を与えないことができる。

5　厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに第二項に掲げる事項を記載した輸入許可書及び輸入許可証明書を交付する。

6　厚生大臣は、第三項の許可をしたときは、輸入許可書及び輸入許可証明書を書き替えて交付する。

（輸出許可証明書の提出）

**第十五条**　麻薬輸入業者は、麻薬を輸入したときは、相手国発給の輸出許可証明書を、その麻薬を輸入した日又は輸出許可証明書を受け取つた日から十日以内に、厚生大臣に提出しなければならない。

（輸入許可書の返納）

**第十六条**　麻薬輸入業者は、許可を受けた輸入の期間



（禁止行為）

**第十二条**　ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれのいずれかを含有する麻薬は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、譲り受け、譲り渡し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。但し、麻薬研究施設の設置者が厚生大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。

2　麻薬原料植物は、何人も、栽培してはならない。但し、麻薬研究者が厚生大臣の許可を受けて、研究のため栽培する場合は、この限りでない。

（輸入）

**第十三条**　麻薬輸入業者でなければ、麻薬（前条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。）を輸入してはならない。

（輸入の許可）

**第十四条**　麻薬輸入業者は、麻薬を輸入しようとするときは、そのつど厚生大臣の許可を受けなければならない。

内に麻薬を輸入しなかつたときは、その期間の満了後十日以内に、輸入許可書を厚生大臣に返納しなければならない。

（輸出）

**第十七条**　麻薬輸出業者でなければ、麻薬を輸出してはならない。

（輸出の許可）

**第十八条**　麻薬輸出業者は、麻薬を輸出しようとするときは、そのつど厚生大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した許可申請書に相手国発給の輸入許可証明書を添えて、これを厚生大臣に提出しなければならない。

一　輸出しようとする麻薬の品名及び数量

二　輸入者の氏名又は名称及び住所

三　輸出の期間

四　輸送の方法

五　輸出港名

3　第一項の許可を受けた者は、前項各号の事項を変更しようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならない。

4　厚生大臣は、第一項の許可をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに第二項各号に掲げる事項を記載した輸出許可書及び輸出許可証明書を交付する。

5　厚生大臣は、第三項の許可をしたときは、輸出許可書及び輸出許可証明書を書き巻えて交付する。

6　麻薬輸出業者は、麻薬を輸出するときは、麻薬に輸出許可証明書を添えて送らなければならない。

（輸出許可書及び輸出許可証明書の返納）

**第十九条**　麻薬輸出業者は、許可を受けた輸出の期間内に麻薬を輸出しなかつたときは、その期間の満了後十日以内に、輸出許可書及び輸出許可証明書を厚生大臣に返納しなければならない。

（製造）

**第二十条**　麻薬製造業者でなければ、麻薬を製造してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製造する場合は、この限りでない。

（製造の許可）

**第二十一条**　麻薬製造業者又は麻薬製剤業者若しくは家庭麻薬製造業者は、麻薬を製造しようとするときは、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間（以下「四半期」という。）ごとに、製造しようとする麻薬の品名及び数量並びに製造のために使用する麻薬の品名及び数量について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2　第十四条第四項及び第二十一条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（製剤）

**第二十二条**　麻薬製造業者又は麻薬製剤業者でなければ、麻薬を製剤してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製剤する場合は、この限りでない。

（製剤及び小分けの許可）

**第二十三条**　麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、麻薬を製剤し、又は小分けしようとするときは、四半期ごとに、製剤し、又は小分けしようとする麻薬の品名及び数量並びに製剤のために使用する麻薬の品名及び数量について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2　第十四条第四項及び第二十一条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（譲渡）

**第二十四条**　麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。但し、麻薬診療施設の開設者が、施用のため交付される麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2　麻薬輸入業者は、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

3　厚生大臣は、第一項の許可を与える場合において、必要こあると認めるときは、製造された麻薬を収めるべき容器の容量を指示することができる。





か、麻薬を譲り渡してはならない。

4　麻薬製造業者は、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を譲り渡す場合は、この限りでない。

5　麻薬製剤業者は、麻薬輸出業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

6　家庭麻薬製造業者は、麻薬を譲り渡してはならない。

7　麻薬元卸売業者は、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

8　麻薬卸売業者は、当該免許に係る業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

9　麻薬小売業者は、麻薬施用者の麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

10　前九項の規定は、厚生大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない

（麻薬小売業者の譲渡）

**第二十五条**　麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

（譲受）

**第二十六条**　麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を譲り受けてはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一　麻薬施用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受ける場合

二　麻薬処方せんの交付を受けた者が、その処方せんにより調剤された麻薬を麻薬小売業者から譲り受ける場合

2　麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第二十四条の規定により禁止されている場合のほか、麻薬の譲渡の相手方となつてはならない。

（施用、施用のための交付及び麻薬処方せん）

**第二十七条**　麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。但し、麻薬施用者から施用のため交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を所持する場合は、この限りでない。

一　麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受けた者が、その麻薬を施用する場合

二　麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

3　麻薬施用者は、前項の規定にかかわらず、麻薬の中毒者の中毒症状を緩和するため、その他その中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

4　麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所（患畜にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所）、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

（所持）

**第二十八条**　麻薬取扱者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者でなければ、麻薬を所持してはならない。但し、麻薬施用者から施用のため麻薬の交付を受け、又は麻薬小売業者から麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を所持する場合は、この限りでない。

2　家庭麻薬製造業者は、コデイン、ジヒドロコデイン及びこれらの塩類以外の麻薬を所持してはならない。

（廃棄）

**第二十九条**　麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

## 第四章　取扱

（証紙による封かん）

**第三十条**　麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、その輸入し、製造し、又は製剤し、若しくは小分けした麻薬を譲り渡すときは、厚生省令の定めるところにより、麻薬を収めた容器又は容器の直接の被包に、政府発行の証紙で封を施さなければならない。

2　麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、前項の規定により封が施されているままでなければ、麻薬を譲り渡してはならない。

3　麻薬施用者又は麻薬小売業者は、第一項の規定により封が施されているまま、麻薬を交付し、又は麻薬を譲り渡してはならない。

4　前三項の規定は、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合には、適用しない。

（容器及び被包の記載）

**第三十一条**　麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、その容器及び容器の直接の被包に「麻」の記号及び左に掲げる事項が記載されている麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

一　輸入、製造、製剤又は小分けの年月日

二　成分たる麻薬の品名及び分量又は含量

三　その他厚生省令で定める事項

（譲受証及び譲渡証）

**第三十二条**　麻薬営業者（麻薬卸売業者を除く。）は、麻薬を譲り渡す場合には、譲受人から譲受人が厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならず、且つ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

2　前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、交付を受けた日から二年間、これを保存しなければならない。

（麻薬診療施設及び麻薬研究施設における麻薬の管理）

**第三十三条**　二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者一人を置かなければならない。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りでない。

2　麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者とする。以下この章及び次章において同じ。）又は麻薬研究者は、当該麻薬診療施設又は当該麻薬研究施設において施用し、若しくは交付し、又は研究のため自己が使用するために譲り受けた麻薬をそれぞれ管理しなければならない。

3　麻薬施用者は、前項の規定により麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

（保管）

**第三十四条**　麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その業務所内で保管しなければならない。

2　前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

（事故の届出）

**第三十五条**　麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に届出なければならない。

2　都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（免許が失効した場合等の措置）

**第三十六条**　麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、麻薬営業者の免許が効力を失い、又は麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設が麻薬診療施設若しくは麻薬研究施設でなくなつたとき（麻薬営業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が麻薬営業者となつたときを除く。）は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者にあつては都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければならない。

2　前項の規定により届け出なければならない者については、これらの者が届出事由の生じた日から五十日以内に、同項の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者（同項の麻薬が第十二条第一項に規定する麻薬である場合は麻薬研究施設の設置者に限る。）に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受については、第十二条第一項、第二十四条第一項及び第二十六条第二項の規定を適用せず、また、これらの者の前項の麻薬の所持については、同項の規定を適用しない。

3　前項の期間内に麻薬を譲り渡した者は、譲渡の日から十五日以内に、第一項に規定する区分に従い厚生大臣又は都道府県知事に、その麻薬の品名及び数量、譲渡の年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

4　第一項及び前項の規定は、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者に準用し、第二項の規定は、これらの者が麻薬を譲り渡す場合の譲渡及び譲受並びにこれらの者の麻薬の所持について、準用する。

5　都道府県知事は、第三項（前項において準用する場合を含む。）の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

## 第五章　業務に関する記録及び届出

（帳簿）

**第三十七条**　麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、麻薬若しくは家庭麻薬の製造若しくは麻薬の製剤のために使用し、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二　輸入若しくは輸出又は譲渡若しくは譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

三　第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2　麻薬営業者（麻薬小売業者を除く。）は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

**第三十八条**　麻薬小売業者は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　譲り受けた麻薬の品名及び数量

二　譲り渡した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日

三　第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

四　廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

2　麻薬小売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

**第三十九条**　麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二　当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日

三　当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日

四　第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2　麻薬管理者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければならない。

3　麻薬診療施設の開設者は、前項の規定により帳簿

の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

**第四十条** 麻薬研究者は、当該麻薬研究施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名及び数量並びにその年月日

二 製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日

三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量

2 麻薬研究者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

3 麻薬研究施設の設置者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

（施用に関する記録）

**第四十一条** 麻薬施用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十四条若しくは歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十三条に規定する診療録又は獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第二十条に規定する診療簿に、患者の氏名及び住所（患者については、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所）、病名、主要症状、施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付の年月日を記載しなければならない。

2 麻薬研究者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

3 麻薬研究施設の設置者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

（麻薬輸出業者の届出）

**第四十二条** 麻薬輸出業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に輸出した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸出の年月日

三 その期間中に譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲受の年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（麻薬輸出業者の届出）

**第四十三条** 麻薬輸出業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に輸出した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸出の年月日

三 その期間中に譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲受の年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（麻薬輸入業者の届出）

**第四十四条** 麻薬輸入業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に輸入した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに輸入の年月日

三 その期間中に譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡の年月日

四 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

（麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び家庭麻薬製造業者の届出）

**第四十五条** 麻薬製造業者、麻薬製剤業者又は家庭麻薬製造業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

二 その期間中に麻薬の製造若しくは製剤又は家庭麻薬の製造のために使用した麻薬の品名及び数量

三 その期間中に製造し、製剤し、若しくは小分けした麻薬又は製造した家庭麻薬の品名及び数量並びに製造し、製剤し、又は小分けした麻薬の容器の容量及び数

四 その期間中に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量、容器の容量及び数並びに譲渡又は譲受の年月日

五 期末に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

六 その他厚生省令で定める事項

（麻薬元卸売業者の届出）

**第四十六条** 麻薬元卸売業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、前条各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を取りまとめ、その期間の満了後十五日以内に、厚生大臣に報告しなければならない。

（麻薬小売業者の届出）

**第四十七条** 麻薬小売業者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日に所有した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に所有した麻薬の品名及び数量

（麻薬管理者の届出）

**第四十八条** 麻薬管理者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

（麻薬研究者の届出）

**第四十九条** 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日に管理した麻薬の品名及び数量

二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量

三 その年の十月十五日に管理した麻薬の品名及び数量

（麻薬中毒患者に関する届出）

**第五十条** 医師は、診察の結果受診者が麻薬に中毒していると診断したときは、すみやかにその中毒患者の氏名、住所、年齢、性別及び中毒している麻薬の名称を、その中毒患者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。





## 第六章 監督

（免許の取消等）

**第五十一条** 厚生大臣は、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、これらの者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基く厚生大臣若しくは都道府県知事の処分に違反したとき、又は第三条第三項第二号から第五号までの各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

（聴聞）

**第五十二条** 厚生大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じようとするときは、あらかじめ、当該麻薬取扱者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該麻薬取扱者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3　聴聞においては、当該麻薬取扱者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4　厚生大臣又は都道府県知事は、当該麻薬取扱者又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで前条第一項の規定による処分を行うことができる。

（報告の徴収等）

**第五十三条**　厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬の取締上必要があると認めるときは、麻薬取扱者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の吏員に、業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（麻薬取締官及び麻薬取締員）

**第五十四条**　厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を、都道府県に通じて百名以内の麻薬取締員を置く。

2　麻薬取締員の都道府県別の定数は、政令で定める。

3　麻薬取締官及び麻薬取締員の資格について必要な事項は、政令で定める。

4　麻薬取締官は、厚生省の職員のうちから、厚生大臣が命じ、麻薬取締員は、都道府県の吏員のうちから、都道府県知事が、その者の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と協議して命ずる。

5　麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律若しくは大麻取締法に違反する罪、刑法第二編第十四章に定める罪又は麻薬中毒により犯された罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

6　前項の規定による司法警察員とその他の司法警察職員とは、その職務を行うにつき互に協力しなければならない。

7　麻薬取締官及び麻薬取締員は、職務を行うときは、小型武器を携帯することができる。

8　麻薬取締官及び麻薬取締員の前項の武器の使用については、警察官等職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条の規定を準用する。

（麻薬取締官及び麻薬取締員の職務執行の場所）

**第五十五条**　麻薬取締官は、別に法律の定めるところにより置かれる地区麻薬取締官事務所に属し、当該地区麻薬取締官事務所の管轄区域内において、その職務を行う。

2　麻薬取締官は、捜査のため必要があるときは、その属する地区麻薬取締官事務所の管轄区域外においても、その職務を行うことができる。

（麻薬取締官と麻薬取締員の協力）

**第五十六条**　厚生大臣は、捜査上特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、特定の事件につき、当該都道府県の麻薬取締員を麻薬取締官に協力させるべきことを求めることができる。この場合においては、当該麻薬取締員は、捜査に必要な範囲において、厚生大臣の指揮監督を受けるものとする。

2　都道府県知事は、捜査上特に必要があると認めるときは、厚生大臣に対し、特定の事件につき、当該都道府県の区域を管轄する地区麻薬取締官事務所に属する麻薬取締官の協力を申請することができる。この場合においては、厚生大臣は、適当と認めるときは、当該麻薬取締官を協力させるものとする。

（麻薬取締員と都道府県の区域）

**第五十七条**　麻薬取締員は、前条に規定する場合のほか、捜査のため必要がある場合において、厚生大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外においても、この職務を行うことができる。

（麻薬取締官及び麻薬取締員の麻薬の譲受）

**第五十八条**　麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬に関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からも麻薬を譲り受けることができる。

## 第七章　雑則

（都道府県の支弁及び国庫の負担）





**第五十九条**　都道府県は、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他麻薬取締に要する費用を支弁しなければならない。

2　麻薬取締員に要する費用は、政令の定めるところにより、国庫が負担する。

3　第五十六条第一項の規定により、麻薬取締員が当該都道府県の区域外において職務を行つたときは、これに直接要した費用は、政令の定めるところにより、国庫が負担する。

（国庫に帰属した麻薬の処分）

**第六十条**　厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した麻薬について、大蔵大臣と協議して必要な処分をすることができる。

（証紙の代価）

**第六十一条**　麻薬輸入業者、麻薬製造業者又は麻薬製剤業者は、第三十条第一項に規定する証紙の交付を申請するときは、実費の範囲内において厚生省令で定める額の代価を国庫に納めなければならない。

（同一人が二以上の免許を有する場合の取扱）

**第六十二条**　同一人が二以上の麻薬取扱者の免許を有する場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、免許ごとに、それぞれ別個の麻薬取扱者とみなす。

（実施命令）

**第六十三条**　この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

## 第八章　罰則

**第六十四条**　第十二条第一項の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

**第六十五条**　第十二条第二項、第十三条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十四条第一項から第三項まで、第二十六条、第二十七条第一項から第三項又は第二十八条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

3　前二項の場合において、刑法に正条があるときは、同法による。

**第六十六条**　営利の目的で前二条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

**第六十七条**　常習として第六十四条又は第六十五条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2　前項の規定にあたる行為が前条の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

**第六十八条**　前四条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する麻薬は、没収する。但し、犯人以外の所有に係るときは、没収しないことができる。

**第六十九条**　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法に正条がある場合には、同法による。

一　第十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸入した者

二　第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸出した者

三　第二十一条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬又は家庭麻薬を製造した者

四　第二十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで、麻薬を製剤し、又は小分けした者

五　第二十五条の規定に違反した者

六　第五十一条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

**第七十条**　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項の規定に違反した者

二　第二十七条第四項の規定による処方せんの記載にあたり、虚偽の記載をした者

三　第二十九条の規定による許可を受けないで麻薬を廃業した者

四　第三十条第一項から第三項まで又は第三十一条の規定に違反した者

五　第三十二条第一項の規定による譲受証の交付を受けないで、又はこれと引き換えないで麻薬を交付した者

六　第三十二条第一項の規定による譲渡証を交付しないで麻薬を交付した者

七　第三十二条第一項の規定による譲受証又は譲渡証に虚伝の記載をした者

八　第三十二条第二項、第三十三条又は第三十四条の規定に違反した者

九　第三十五条第一項又は第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあたり、虚偽の届出をした者

十　第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

十一　第三十七条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第三項又は第四十条第三項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつた者

十二　第四十一条の規定による診療録又は診療簿の記載にあたり、虚偽の記載をした者

十三　麻薬処方せんを偽造し、又は変造した者

**第七十一条**　第三十五条第一項、第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項、第四十四条第二項、第四十一条又は第五十条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第七十二条**　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四十二条から第四十五条まで、第四十六条第一項又は第四十七条から第四十九条までの規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第七十三条**　第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項、第十五条又は第十八条第六項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

**第七十四条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条、第六十七条第二項又は第六十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

**第七十五条**　第八条又は第十条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（麻薬取締法の廃止）

2　麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

3　旧法に基いて厚生大臣のした免許、許可その他の行為で、この法律に各相当する規定のあるものは、それぞれこの法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事のしたものとみなす。

4　旧法に基いて交付された麻薬取扱者の免許証は、この法律に基いて交付されたものとみなす。

5　旧法第二十九条第一項の規定により施された封紙及び同条同項の規定により施された封は、それぞれこの法律第三十条第一項の規定に基き発行され、及び同条同項の規定により施されたものとみなす。

6　旧法第十三条第一項の規定により交付された譲受証及び譲渡証は、それぞれこの法律第三十二条第一項の規定により交付されたものとみなす。

7　この法律の施行の際、現に二人以上の麻薬施用者が診療に従事する家畜診療施設の開設者については、この法律の施行後三月間は、第三十三条第一項の規定を適用しない。

8　前項の開設者が自ら麻薬管理者となり、又は麻薬管理者一人を置くまでの間は、同項の家畜診療施設で診療に従事する麻薬施用者は、当該施設において自己が施用し、又は施用のため交付する麻薬をそれぞれ管理しなければならず、且つ、その管理する麻薬以外の麻薬を当該施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

9　前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

10　この法律の施行の際は、現に旧法第十四条第三項の規定により保存されている帳簿は、この法律第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の帳簿とみなす。

11　この法律の施行の際、現に前項の帳簿を保存している麻薬施用者若しくは麻薬管理者又は麻薬研究者は、すみやかにその帳簿を、当該麻薬診療施設の開設者又は当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

12　前項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

13　麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者は、第十一項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、これを最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

14　前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

15　第七十四条の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。

16　この法律の施行前にした違反行為（旧法による麻薬でこの法律により麻薬及び家庭麻薬のいずれにもされないもの並びに旧法による家庭麻薬に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17　この法律の施行の際、現に旧法第五十二条の二の規定により都道府県に駐在する麻薬取締官である職員が引き続き都道府県の麻薬取締員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除き、その職員が引き続き麻薬取締に関する事務に従事する間に限り、同条の規定を準用する。

18　国の所有に属する動産で、都道府県に駐在する麻薬取締官が、この法律の施行の際現にその事務の用に供しているものは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第三条の規定にかかわらず、当該都道府県に譲与することができる。この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。

19　昭和二十八年度に限り、第十一条第一項の規定により納められる手数料は、同条第二項の規定にかかわらず、全部国庫の収入とし、また、国庫は、第五十九条第二項及び第三項並びにこの法律による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。

20　（薬事法の一部改正）

薬事法の一部を次のように改正する。

第四十一条第六号中「、コカ葉、コカイン、モルヒネ、阿片」を削る。

21　（厚生省設置法の一部改正）

厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四十九号を次のように改める。

四十九　麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者の免許を行い、その免許を取り消し、並びに業務の停止を命ずること。

（地方財政法の一部改正）

地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条中第六号の次に次の一号を加える。

六の二　麻薬取締員に要する経費

**別　表**

一　阿片及びコカ葉

二　モルヒネ及びその塩類

三　ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類

四　コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類

五　ジヒドロモルヒネ、ジヒドロモルヒノン、メチルジヒドロモルヒノン、ジヒドロデスオキシモルヒネ、エヌーアリルノルモルヒネ、ジヒドロコデイン、ジヒドロコデイノン、ジヒドロヒドロオキシコデイノン、テバイン及びこれらのエステル

六　前号に掲げる物の塩類

デ七　モルヒネーエヌーオキシドその他の五価窒素モ

ルヒネ及びその誘導体
八　エクゴニン及びその塩類
九　コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類
十　一―メチル―四―フエニルピペリジン―四―カルボン酸エチルエステル及びその塩類
十一　四―(三―ヒドロオキシフエニル)―一―メチル―四―ピペリジールエチルケトン及びその塩類
十二　一―メチル―四―(三―ヒドロオキシフエル)―ピペリジン四カルボン酸エチルエステル及びその塩類
十三　アルフア―一―三―ジメチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類
十四　ベーター―一―三―ジメチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類
十五　四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノヘプタノン―三及びその塩類
十六　四・四ジフエニル―五―メチル―六―ジメチルアミノヘキサノン―三及びその塩類
十七　四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノヘプタノール―三及びその塩類
十八　四・四―ジフエニル―六―ジメチルアミノ―三―アセトオキシヘプタン及びその塩類
十九　四・四―ジフエニル―六―モルフオリノヘプタノン―三及及びその塩類
二十　ベーター―一―メチル―三―エチル―四―フエニル―四―プロピオンオキシピペリジン及びその塩類
二十一　三―ヒドロオキシーエヌーメチルモルヒナン及びその塩類
二十二　三―メトオキシーエヌーメチルモルヒナン及びその塩類
二十三　前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、且つ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
二十四　前各号に掲げる物のいずれかを含有する物。但し、千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外の前各号に掲げる物を含有しない物を除く。

（内閣総理・法務・大蔵・厚生大臣署名）

## 法律第十五号　（昭二八、三、一七）

### ◉大麻取締法の一部を改正する法律

大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「その種子並びにそれらの製品」を「その種子並びに発芽不能の種子及びその製品」に改め、「並びに発芽不能の種子及びその製品」を削る。

第二条第二項及び第三項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四条に次の但書を加える。

但し、大麻研究者が、厚生大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合は、この限りでない。

第五条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第六条第一項中「厚生省」を「都道府県」に改める。

第七条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第九条中「国庫」を「都道府県」に改める。

第十条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　大麻取扱者は、大麻取扱者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

6　大麻取扱者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

7　大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事にその免許証を返納しなければならない。

第十一条中第一項を削り、第二項中「国庫」を「都道府県」に改め、同項の項番号を削る。

第十二条を次のように改める。

**第十二条**　削除

第十四条中「種子以外の大麻」を「大麻」に、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十五条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。

第十七条及び第十八条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十九条を次のように改める。

**第十九条**　削除

第二十条を次のように改める。

**第二十条**　厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻について、大蔵大臣及び農林大臣と協議して必要な処分をすることができる。

第二十一条第一項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第一項及び第二項中「当該官吏を「麻薬取締官又は麻薬取締員その他の吏員」に改める。

第二十二条を次のように改める。

**第二十二条**　都道府県は、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他大麻取締に要する費用を支弁しなければならない。

第二十五条第一項第一号中「又は第十二条第二項」を削り、同条同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十六条第二号中「第十条第四項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第三号を削り、第四号中第二十条第一項の規定による処分又は」を削り、「立入、検査若しくは収去」を「立入、検査又は収去」に改め、同号を第三号とする。

**附　則**

1　この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　この法律による改正前の規定に基いて厚生大臣のした免許、許可その他の行為は、改正後の規定に基いて都道府県知事のしたものとみなす。

3　この法律による改正前の規定に基いて交付された大麻取扱者の免許証は、改正後の規定に基いて交付されたものとみなす。

4　この法律の施行前にした違反行為（大麻草の種子及びその製品に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　昭和二十八年度に限り、この法律による改正後の第九条又は第十一条の規定により納められる手数料は、これらの規定にかかわらず、国庫の収入とし、また、国庫は、麻薬取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）附則第二十二項の規定による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律による改正後の規定に基き都道府県知事が行う免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。

（内閣総理・大蔵・厚生農林大臣署名）

## 法律第十六号　（昭二八、三、一八）

### ◉統計法の一部を改正する法律

統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項但書中「統計報告調整法」の下に「（昭和二十七年法律第百四十八号）」を加え、「統計委員会」を「行政管理庁長官」に改める。

第十条第六項各号列記以外の部分中「官吏又は」を削る。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

## 法律第十七号（昭二八、三、一八）

### ◉農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「資本金は、」の下に「政府の一般会計からの出資金百億円と」を加える。

第十七条の次に次の一条を加える。

（退職手当）

**第十七条の二**　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第三十六条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

附則第一項中「及び附則第二十項」を「、附則第二十項及び附則第二十一項」に改め、附則に次の一項を加える。

21　農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「政府は、前条の計画を実施するため、」を「農林漁業金融公庫は、」に改め、「農林漁業資金融通法（昭和二十六年法律第百五号）の定めるところにより、」を削り、「貸し付けるものとする。」を「貸し付ける場合には、前条の計画を基準としなければならない。」に、同条第一号及び第二号中「造成、」を「改良、造成、」に改める。

別表第七号中「十五年」を「二十五年」に、「一年」を「三年」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の農林漁業金融公庫法第四条の規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度において出資するものとする。

3　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「支給される職員（以下「職員」という。）」の下に「（農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。）」を加える。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第十八号（昭二八、三、一九）

### ◉医師国家試験予備試験受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律（参法）

医師国家試験予備試験資格の特例に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

「並びに」を「、」に改め、「又は満州国の行つた医師考試の第一部考試に及格した者」の下に「及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

## 法律第十九号（昭二八、三、一九）

### ◉旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。



四　当該借換の日における当該外貨債の証券の所有者以外の者が所有しているもので、その者がその取得の際当該外貨債が借り換えられたものであることを知らなかつたもの

第四条に次の三項を加える。

4　旧法第四条第二項の規定により無効となつた利札（第一項の規定により有効なものとされた利札を除く。）で第一号又は第二号に該当するもののうち、当該利札に係る外貨債の借換に際し、当該利札につき穴あけ、記載事項のまつ消その他当該利札を無効とする行為がされなかつたもので大蔵大臣の指定するものは、当該利札に係る利子の支払義務については、当該借換の日にさかのぼつて有効なものとする。

一　昭和十六年十二月八日以後日本国と外国との間の戦争状態の発生に伴い、当該外国の法令に基き清算に付され、又は敵産として管理に付されたもの

二　当該借換の日における当該利札の所有者以外の者が所有しているもので、その者がその取得の際当該利札に係る外貨債が借り換えられたものであることを知らなかつたもの

5　前項の規定は、旧外国為替管理法に基く命令による支払（利札と引換による支払を除く。）がされ、旧法第十八条第一項の規定により無効となつた利札（第二項の規定により有効なものとされた利札を除く。）について準用する。この場合において、第二項中「前条第三項」とあるのは「前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」と、「支払の日」とあるのは「借換又は支払の日」と読み替えるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十号（昭二八、三、二〇）

### ◉主要農作物種子法の一部を改正する法律（衆法）

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び小麦」を「、小麦及び大豆」に改め、同条第二項中「審査することをいう。」を「審査することをいい、「生産物審査」とは、都道府県が、種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。」に改める。

第四条の見出しを「（審査）」に、同条第二項中「ほ場審査」を「ほ場審査及び生産物審査（以下本条において「審査」という。）」に、第三項及び第四項中「ほ場審査」を「審査」に、第五項中「第三項」を「第四項」に、「ほ場審査」を「審査」に改め、第二項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

第五条の見出しを「（ほ場審査証明書等の交付）」に、同条中「第四項」を「第五項」に改め、同条中「ほ場審査」の下に「又は生産物審査」を、「当該主要農作



「当該利札に係る外貨債の借換」とあるのは「当該支払」と、「当該借換の日」とあるのは「当該支払の日」と、「当該利札に係る外貨債が借り換えられたもの」とあるのは「当該利札が当該支払により無効となつたもの」と読み替えるものとする。

6　大蔵大臣は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の指定をしたときは、その指定した利札に係る外貨債の証券の銘柄、額面金額、記号及び番号並びに当該利札の券面金額及び支払期日を告示する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第二項の規定は、前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により有効なものとされる利札について準用する。この場合において、第二項中「前条第三項」とあるのは「前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）」と、「支払の日」とあるのは「借換又は支払の日」と読み替えるものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

物の下に「又はその種子」を、「ほ場審査証明書」の下に「又は生産物審査証明書」を加える。

2　農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の二条を加える。

（原種及び原原種の生産）

**第六条の二**　都道府県は、主要農作物の原種、ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産物ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の生産を行わなければならない。

（優良な品種を決定するための試験）

**第六条の三**　都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験を行わなければならない。

第七条を次のように改める。

（国の助成）

**第七条**　国は、毎年度予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

一　都道府県が行うほ場審査及び生産審査、第六条の事務、第六条の二の主要農作物の原種及び原原種の生産並びに第六条の三の試験に必要な経費の一部

二　主要農作物の種子の生産に必要な経費につき都道府県が指定種子生産者に補助する経費の全部又は一部

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農産種苗法（昭和二十二年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び小麦」を「、小麦及び大豆」に改める。

（農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十一号（昭二八、三、二三）

### ◉生活保護法の一部を改正する法律

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の見出しを「（医療費の審査及び支払）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第三項」を「生活保護法第五十三条第四項又は結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第三項」に、「支払事務」を「支払に関する事務」に、同条第三項中「各保険者（前項の場合においては、厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長）」を「、保険者、都道府県、市若しくは社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村又は厚生大臣若しくは都道府県知事」に改める。

（厚生・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十三号（昭二八、三、二五）

### ◉法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表四中久里浜刑務所、愛知少年刑務所及び新光学院の項を削る。

別表五愛光女子学園の項中「東京都北多摩郡狛江村」を「東京都北多摩郡狛江町」に改め、同表関東医療少年院の項の次に次の二項を加える。

| | |
|---|---|
| 神奈川少年院 | 神奈川県高座郡相模原町 |
| 久里浜少年院 | 横須賀市 |

同表交野女子学院の項の次に次の二項を加える。

| | |
|---|---|
| 河内少年院 | 大阪府中河内郡石切町 |
| 和泉少年院 | 大阪府泉南郡下荘村 |

同表加古川学園の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 奈良少年院 | 奈良市 |

同表豊浦医療少年院の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 愛知少年院 | 愛知県西加茂郡保見村 |

同表貴船原少女苑の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 新光学院 | 山口県熊毛郡佐賀村 |

同表佐世保少年院の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 大分少年院 | 大分県大野郡三重町 |

同表置賜学院の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 盛岡少年院 | 盛岡市 |

同表北海少年院の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 千歳少年院 | 北海道千歳郡千歳町 |

同表四国少年院の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 松山少年院 | 松山市 |

附　則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

## 法律第二十七号（昭二八、三、二八）

### ◉製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項中日本専売公社製造たばこ価格表を次のように改める。

日本専売公社製造たばこ価格表

| 種類 | 名称 | 標準規格 型式 | 標準規格 品質 | 単位 | 価格 |
|---|---|---|---|---|---|
| 口付紙巻たばこ | 朝日 | 長さ 八五ミリメートル 二九ミリメートル | 在来種葉たばこを用いた中級品 | 一〇本 | 一五円 |
| 両切紙巻たばこ | 富士 | 長さ 七〇ミリメートル 二七ミリメートル | 黄色種葉たばこ八〇％以上を用い特殊加香を施した上級品 | 一〇本 | 六〇円 |
| 同 | ピース | 長さ 七〇ミリメートル 二六ミリメートル | 黄色種葉たばこ五〇％以上を用い特殊加香を施した上級品 | 一〇本 | 四〇円 |
| 同 | 光 | 同 | 黄色種葉たばこ五〇％以上を用いた上級品 | 一〇本 | 三〇円 |
| 同 | 新生 | 同 | 黄色種葉たばこ二〇％以上を用いた中級品 | 一〇本 | 二〇円 |
| 同 | ゴールデンバット | 長さ 七〇ミリメートル 二四ミリメートル | 黄色種葉たばこ二〇％以上を用いた下級品 | 一〇本 | 一五円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 刻みたばこ | きざみ | 細刻み | 一〇グラム | 二〇円 |
| 同 | みのり | 同 | 一〇グラム | 一五円 |
| 同 | 富貴煙 | 細刻みくずの選別品 | 一〇〇グラム | 一五円 |
| パイプたばこ | 桃山 | 荒刻み | 五〇グラム | 一五〇円 |
| 同 | 日光 | 同 | 四〇グラム | 五〇円 |
| 葉巻たばこ | アストリヤ | 長さ一一八ミリメートル<br>太さ一七ミリメートル | 五本 | 一五〇円 |

在来種葉たばこを用いた中級品
在来種葉たばこを用いた下級品
細刻みくずの選別品
黄色種葉たばこを主原料とし特殊加工を施した上級品
在来種葉たばこ及びバーレー種葉たばこを主原料とし特殊加工を施し黄色種葉たばこ二〇％以上を配合した中級品
マニラ葉を主原料とした中級品

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第二十八号　（昭二八、三、三一）

## ◉解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律

解散団体財産収入金特別会計法（昭和二十五年法律第六十六号）は、廃止する。

**附　則**

1　この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　解散団体財産収入金特別会計の昭和二十七年度分の収入支出並びに昭和二十六年度及び昭和二十七年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3　この法律施行の際解散団体財産収入金特別会計に属する資産（現金及び昭和二十七年度分の収入金に係る権利を除く。）及び負債（昭和二十七年度中に支払義務の生じた支出金でこの法律の施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。）は、この法律施行の際、一般会計に帰属するものとする。

4　前項の規定により一般会計に帰属するもの外、解散団体財産収入金特別会計の昭和二十七年度の出納の完結の際、同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

5　自作農創設特別措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削る。

（法務・大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第二十九号　（昭二八、三、三一）

## ◉漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三条第二項の特殊保険の再保険に係る事業について、昭和二十七年度における同項に規定する特殊保険事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十八年度において、一般会計から、五千万円を限り、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に繰り入れることができる。

**附　則**

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

---





## 法律第三十号　（昭二八、三、三一）

## ◉開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

1　政府は、開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）第一条の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十八年度において、一般会計から、十七億二千五百四十五万三千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

**附　則**

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第三十一号　（昭二八、三、三一）

## ◉アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律

アルコール専売事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、アルコールに関する試験及び研究並びにこれらの」を「及びその」に改める。

**附　則**

1　この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　この会計に属する国有財産（国有財産法昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）及び物品（国有財産法の適用を受けない動産をいう。）のうち、現に発酵研究所の用に供しているものは、この法律施行の用に供しているものは、この法律施行の際、無償で一般会計へ所属を移すことができるものとする。

3　前項の場合において、アルコール専売事業特別会計所属の固定資産及び作業資産を無償で一般会計へ所属を移したときは、その価額に相当する金額だけアルコール専売事業特別会計の固有資本の額を減少するものとする。

4　アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律（昭和二十五年法律第三十号）第一項の規定による昭和二十八年度の納付金の計算に関する同法の適用については、同項中「毎会計年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額」とあるのは、「昭和二十八年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額にアルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第三十一号）附則第三項の規定による固有資本の減少額に相当する金額を加えた金額」とする。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

---

## 法律第三十二号　（昭二八、四、一）

## ◉国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律

国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及びその附帯業務」を「、公有林野官行造林法第一条の規定により行う事業、民有林野について一般会計から委託を受けてする治山事業（以下「受託治山事業」という。）及びこれらの附帯業務」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

**第十八条の二**　受託治山事業及びその附帯業務に従事

する職員についての給与その他の経費の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計は、この会計に繰入金をすることができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の国有林野事業特別会計法第十八条の二の規定は、昭和二十八年度の予算から適用する。

2　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号ロ中「及び公有林野官行造林地の管理及び経営の」を削る。

（大蔵・農林・労働・内閣総理大臣署名）

## 法律第三十三号（昭二八、四、一）

## ◉海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（衆法）

（目的）

**第一条**　この法律は、海上保安官に協力援助した者等の災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。）につき、国が療養その他の給付を行うことを目的とする。

（国の責任）

**第二条**　犯人の逮捕又は海難救助その他天災事変の際の人命若しくは財産の救助の職務を執行中の海上保安官がその職務執行上の必要により援助を求めた場合その他これに協力援助することが相当と認められる場合に、職務によらないで当該海上保安官の職務遂行に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）が、そのため災害を受けた場合には、国は、この法律の定めるところにより、給付の責に任ずる。

（国の給付の特例）

**第三条**　海難の発生に際し、前条の場合を除き、海上保安官が当該海難の救助の職務を執行し、又はこれに協力援助を求めることが相当と認められる場合に、職務によらないで当該救助に従事した者が、そのため災害を受けた場合には、国は、この法律の定めるところにより、給付を行うものとする。

（実施機関）

**第四条**　前二条の規定に基き国が行う給付についての実施機関は、海上保安庁とする。

（給付の種類）

**第五条**　この法律により行う給付の種類は、左に掲げるものとする。

一　療養給付（協力援助者（第三条に規定する場合において海難救助に従事した者を含む。以下同じ。）が負傷し又は疾病にかかりなおつた場合においてなお存する身体障害に対する給付）

二　障害給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかりなおつた場合においてなお存する身体障害に対する給付）

三　遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）

四　葬祭給付（協力援助者が死亡した場合における葬祭を行う者に対する給付）

五　打切給付（協力援助者が療養給付開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合における給付）

2　前項に掲げる給付の外、協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり、そのため従前得ていた業務上の収入を得ることができない場合において、他に収入のみちがない等特に必要があるときは、休業給付を行うことができる。

（給付の範囲、金額、支給方法等）

**第六條**　前条の範囲、金額、支給方法その他給付に関し必要な事項は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定を参しやくして政令で定める。

（準用規定）

**第七条**　警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）第七条から第十三条までの規定は、この法律による給付について準用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「国又は地方公共団体」とあるのは、「国」と読み替えるものとする。





附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

## 法律第三十四号（昭二八、四、一）

## ◉製塩施設法の一部を改正する法律

製塩施設法（昭和二十七年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を削り、第四項及び第五項をそれぞれ第五項及び第六項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害に因り甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた塩田等の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額をこえる部分についての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一　塩田及び濃縮施設に係るもの　当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八

二　塩田防災施設に係るもの　当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九

4　前項の地域は、その年ごとに公社の総裁が指定する。

第四条中「補助金の交付申請書」を「同条第二項の規定により計算した補助金の交付申請書」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その者が当該補助金の交付申請書について前条第三項の規定の適用を受けようとするときは、復旧補助金交付申請書の外、災害が発生した年の翌年二月末日までに、高率補助金交付申請書を公社に提出するものとする。

第五条第一項中「復旧補助金交付申請書」の下に「又は高率補助金交付申請書」を加える。

第六条第二項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十一条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

## 法律第三十五号（昭二八、四、一）

## ◉飼料の品質改善に関する法律（衆法）

（目的）

**第一条**　この法律は、飼料の登録、検査等を行うことによつてその品質を保全し、もつて飼料の公正な取引を確保するものに家畜家きんの飼養管理の合理化に資することを目的とする。

（定義）

**第二条**　この法律において「飼料」とは、ふすま、油かす、魚粉等（これらを混入したものを含む。）家畜家きんの栄養に供されるものとして農林大臣の指定するものをいう。

2　この法律において「成分量」とは、飼料が含有しているたん白、脂肪その他の成分を百分比で表わしたものをいい、「保証成分量」とは、製造業者又は輸入業者が、その製造（配合及び加工を含む。以下同じ。）又は輸入に係る飼料につき、それが含有しているものとして保証する成分量の最小量又は最大量をいう。

3　この法律において「製造業者」とは、飼料の製造を業とする者をいい、「輸入業者」とは、飼料の輸入を業とする者をいい、「販売業者」とは、飼料の販売を業とする者をいう。

（製造業者及び輸入業者の届出義務）

**第三条**　製造業者又は輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、農林大臣に、左に掲げる事項を届け出なければならない。但し、省令で定める製造業者は、この限りでない。

一　氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二　製造業者にあつては製造する事業場の名称及び所在地

三　販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地

四　製造又は輸入に係る飼料の種類及び名称

五　その他省令で定める事項

2　前項に掲げる者は、同項の届出事項に変更を生じたときは、その日から一箇月以内に、農林大臣に、その旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（飼料の登録の申請）

**第四条**　前条第一項の規定により届出をした者は、省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る飼料について、その名称ごとに農林大臣に登録の申請をすることができる。

2　前項の申請を行う場合において、同一の名称で成分量の異なる二以上の飼料の登録の申請をすることができない。

3　登録の申請をする者は、一件につき二千円をこえない範囲内において、省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（登録拒否等）

**第五条**　左に掲げる場合には、登録を行わない。

一　異物の混入その他品質が著しく劣ることが認められるとき。

二　第三項の規定による農林大臣の指示に従わないとき。

2　農林大臣は、第二十二条の規定により登録を取り消された者について、取消の日から三年間登録を拒否することができる。

3　農林大臣は、申請書の記載事項が当該申請に係る飼料の品質と異なるときは、その記載事項を訂正すべきことを指示することができる。

（登録）

**第六条**　第四条第一項の規定により登録の申請をした場合において、農林大臣は、当該飼料につき、前条第一項各号の規定に違反していないと認めるときは、これを登録し、且つ、当該申請者に対し、左に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

一　登録番号及び登録年月日

二　登録の有効期限

三　氏名及び住所

四　飼料の名称

五　飼料の用途

六　保証成分量

七　製造業者にあつては製造する事業場の所在地

（登録の有効期間）

**第七条**　登録の有効期間は、三年とし、申請により更新することができる。

2　登録の有効期間の更新を受けようとする者は、省令で定めるところにより、農林大臣に申請しなければならない。

3　登録の有効期間の更新を受けようとする者は、一千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（登録の失効）

**第八条**　左の各号の一に該当するときは、登録は、その効力を失う。

一　登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止した旨を届け出たとき。

二　登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が結了したとき。

三　第二十二条の規定により登録を取り消されたとき。

（登録に関する公告）

**第九条**　農林大臣は、登録をしたとき、登録の有効期間を更新したとき又は前条の規定により登録が失効したときは、左に掲げる事項を附してその旨を公告しなければならない。

一　登録番号及び登録年月日

二　飼料の名称

三　保証成分量

四　氏名及び住所





（登録を受けた者の届出義務等）

**第十条**　登録を受けた者は、左の各号の事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、変更があつた事項及び変更の年月日を農林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

一　氏名及び住所

二　製造業者にあつては製造する事業場の所在地

2　相続又は法人の合併若しくは分割により登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

3　登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止したときは、その日から二週間以内に、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

4　登録を受けた法人が解散し、又は清算を結了したときは、その清算人は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

5　登録の有効期間が満了したとき、又は第八条の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録を受けた者（第八条第二号の場合は清算人）は、遅滞なく、登録証を附して効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない。

（保証票）

**第十一条**　第六条の規定により登録を受けた飼料（以下「登録飼料」という。）の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る名称を用いて飼料を譲り渡そうとするときは、その容器又は包装の外部に、左に掲げる事項を記載した保証票を附さなければならない。

一　保証票という文字

二　飼料の名称

三　飼料の用途

四　保証成分量

五　製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

六　製造し又は輸入した年月

七　製造業者にあつては製造した事業場の名称及び所在地

八　正味重量

九　登録番号

2　前項各号の事項のうち登録証の記載事項に該当する事項については、これと異なる記載をしてはならない。但し、第十三条第一項但書の許可を受けた場合は、この限りでない。

（使用上の注意等の表示命令）

**第十二条**　農林大臣は、必要があると認めるときは、登録飼料の製造業者又は輸入業者に対し、当該飼料の使用上の注意又は原料の使用割合その他必要な事項を示して当該飼料の容器若しくは包装の外部又は保証票に記載すべき旨を命ずることができる。

2　農林大臣は、前項の命令をしたときは、その旨を記載する。

（保証成分量と異なる飼料の譲渡の制限）

**第十三条**　登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る保証成分量と異なる成分量の飼料を譲り渡してはならない。但し、農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2　登録飼料の製造業者又は輸入業者は、前項但書の規定により許可を受けて当該飼料を譲り渡す場合において、その容器若しくは包装又は保証票に農林大臣の指示する事項を記載しなければならない。

（保証票の偽造等の禁止）

**第十四条**　何人も、保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証票を自己の販売する飼料若しくは包装に附してはならない。

2　何人も、登録飼料以外の飼料の容器又は包装、広告文等に、当該飼料が登録を受けた旨又は登録を受けたものであると誤認させる虞のある記載をしてはならない。

（異物混入の禁止）

**第十五条**　製造業者、輸入業者又は販売業者は、その取り扱う飼料にその品質が低下するような異物を混入してはならない。

（虚偽の宣伝等の禁止）

**第十六条**　製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する飼料の成分量又はその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならない。

2　製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する飼料について、その成分又は効果に関して誤解を生ずる虞のある名称を用い

てはならない。

（容器等の不正使用の禁止）

**第十七条**　何人も、他の製造業者、輸入業者若しくは販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の飼料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装を不正に使用してはならない。

（販売業者の公示の義務）

**第十八条**　販売業者は、登録飼料の容器又は包装を開き、又は変更して当該飼料を販売するときは、当該飼料の容器又は包装に附されている保証票の写を、店頭その他見易い場所に呈示しなければならない。

（帳簿の備付）

**第十九条**　登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を製造し又は輸入したときは、遅滞なく、その名称及び数量を帳簿に記載しなければならない。

2　登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載しなければならない。

3　前二項の帳簿は、二年間保存しなければならない。

（報告の徴取）

**第二十条**　農林大臣は、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の運送業者若しくは倉庫業者から、その業務に関し必要な報告を徴することができる。

（立入検査等）

**第二十一条**　農林大臣は、飼料の取締上必要があると認めるときは、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船車その他飼料の製造、輸入、販売、輸送若しくは保管の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料、その原料、材料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくはその原料を分析検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2　前項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3　第一項の場合には、その職員は、省令で定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求のあつたときは、これを呈示しなければならない。

4　農林大臣は、第一項の規定により飼料又はその原料を収去させたときは、当該飼料又はその原料の分析検査の概要を新聞その他の方法により公表する。

（違反の場合の行政処分）

**第二十二条**　農林大臣は、登録飼料の製造業者又は輸入業者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、当該飼料の譲渡若しくは引渡を制限し、若しくは禁止し、又はその登録を取り消すことができる。

（聴聞）

**第二十三条**　農林大臣は、前条の規定により登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けている者に対し、あらかじめ、期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服の申立）

**第二十四条**　左に掲げる者は、第一号の者にあつては当該期間満了後二週間以内、第二号の者にあつては当該指示を受けた日から二週間以内、第三号の者にあつては当該処分の日から二週間以内に、それぞれその旨を記載した書面をもつて、農林大臣に不服の申立をすることができる。

一　登録の申請をした後五十日を経過してもその登録を受けられなかつた場合において、これに対して不服がある者

二　第五条第三項の規定による指示に対して不服がある者

三　第二十二条の規定による飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分に対して不服がある者

2　農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えた後当該申立に対する決定をしなければならない。

（都道府県の行う取締）

**第二十五条**　都道府県は、販売業者であつて製造業者又は輸入業者以外のものにつき、第十五条から第十八条までの事項を取り締る必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、必要な措置をとることができる。

2　前項の条例を定める場合には、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

（委任事項）

**第二十六条**　この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

（罰則）

**第二十七条**　左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十三条、第十四条第二項又は第十五条の規定に違反した者

二　第十四条第一項の規定に違反して保証票を不正に使用した者

**第二十八条**　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第六条の登録を受けるに当つて不正行為をした者

二　第十六条又は第十七条の規定に違反した者

**第二十九条**　第二十二条の規定による飼料の譲渡若しくは引渡の制限又は禁止の処分に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

**第三十条**　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第三条の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者

二　第十二条第一項の規定による命令に違反した者

三　第二十条の規定による命令に対し報告をしない者又は虚偽の報告をした者

四　第二十一条第一項の規定による飼料、その原料若しくはその材料又は業務に関する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

**第三十一条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

**第三十二条**　第十一条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

**第三十三条**　第十条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者は、二千円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して九月をこえない期間内において、政令で定める。

（現に製造業者又は輸入業者である者の届出）

2　この法律施行の際現に飼料の製造業者又は輸入業者である者が、その現に営んでいる製造又は輸入の事業について第三条第一項の規定によりなすべき届出の期間については、同条同項の規定にかかわらず、本法施行の日から三十日以内とする。

（農林省設置法の改正）

3　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三　飼料の登録及び検査を行うこと。

第十一条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　飼料の登録及び検査に関すること。

（農林・内閣総理大臣署名）

日本国憲法第五十四条第二項但書の参議院の緊急集会において議決された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十八年三月二十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

## 法律第二十二号

### ◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

| 区市町村 ＼ 投票区の選挙人数 | 区 | | | 市 | | | 町村 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平日 | 土曜日 | 日曜日又は休日 | 平日 | 土曜日 | 日曜日又は休日 | 平日 | 土曜日 | 日曜日又は休日 |
| 五百人未満 | 四、一二五円 | 五、八九七円 | 七、四八七円 | 三、八一九円 | 五、三七三円 | 六、七五三円 | 二、七六七円 | 三、六五五円 | 四、四〇七円 |
| 五百人以上一千人未満 | 四、五六八 | 六、四四七 | 七、五〇三 | 四、三六六 | 六、〇三九 | 七、六四九 | 三、一三三 | 四、一〇七 | 五、一七三 |
| 一千人以上二千人未満 | 六、〇四一 | 八、四七一〇 | 五、五七三 | 五、五七三 | 七、六四五 | 九、四八五 | 三、九四三 | 五、〇三七 | 五、九九三 |
| 二千人以上三千人未満 | 七、二六四 | 九、九七二 | 六、六九〇 | 六、六九〇 | 九、〇三一 | 一一、〇九一 | 四、九一七 | 六、二九七 | 七、七七七 |
| 三千人以上五千人未満 | 九、〇四七 | 一二、〇七一 | 八、三二七 | 八、三二七 | 一一、〇七一 | 一三、二一七 | 六、三五三 | 八、八七一 | 九、三三三 |
| 五千人以上一万人未満 | 一一、二五三 | 一四、九七一 | 一〇、四五一 | 一〇、四五一 | 一三、五五九 | 一六、三一九 | 七、八六七 | 九、八〇三 | 一一、一四七 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 一四、八六二 | 一九、三七一 | 一三、三七一 | 一三、三七一 | 一七、三二七 | 二一、二七七 | 九、三七七 | 一二、五〇七 | 一四、三七七 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 一七、五三七 | 二二、七七一 | 一六、一七一 | 一六、一七一 | 二一、一七一 | 二六、一九七 | 一一、四九七 | 一四、三三七 | 一六、二七七 |
| 二万人以上 | 二〇、七五三 | 二六、九七一 | 一九、〇七一 | 一九、〇七一 | 二四、七一九 | 三〇、三七七 | 一三、五八七 | 一七、〇四三 | 一九、二七七 |

第四条第二項の表を次のように改める。

| 区市町村 ＼ 投票区の選挙人数 | 区 | | | 市 | | | 町村 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平日 | 土曜日 | 日曜日又は休日 | 平日 | 土曜日 | 日曜日又は休日 | 平日 | 土曜日 | 日曜日又は休日 |
| 五百人未満 | 二、一六八円 | 三、九六〇円 | 五、五五〇円 | 一、九〇三円 | 三、四五六円 | 四、八三六円 | 一、〇六〇円 | 一、九六八円 | 二、七〇〇円 |
| 五百人以上一千人未満 | 二、五四一 | 四、六二〇 | 六、四七五 | 二、二一九 | 四、〇三三 | 五、六四三 | 一、二三五 | 二、二四〇 | 三、一五五 |
| 一千人以上二千人未満 | 二、九〇四 | 五、二八〇 | 七、四〇〇 | 二、五三六 | 四、六〇八 | 六、四四八 | 一、四一〇 | 二、五六〇 | 三、六〇五 |
| 二千人以上三千人未満 | 三、二六七 | 五、九四〇 | 八、三二五 | 二、八五三 | 五、一八四 | 七、二五四 | 一、五九〇 | 二、八九三 | 四、〇五〇 |
| 三千人以上五千人未満 | 三、六三〇 | 六、六〇〇 | 九、二五〇 | 三、一七〇 | 五、七六〇 | 八、〇六〇 | 一、七五五 | 三、一八〇 | 四、四七〇 |
| 五千人以上一万人未満 | 四、三五六 | 七、九一〇 | 一一、一〇〇 | 三、八〇四 | 六、九一三 | 九、六七三 | 二、一一〇 | 三、八五六 | 五、四〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 五、四四五 | 九、九〇〇 | 一三、八七五 | 四、七五五 | 八、六四〇 | 一二、〇九〇 | 二、六五〇 | 四、八二〇 | 六、七五〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 七、九八六 | 一四、五六〇 | 二〇、三五〇 | 六、九七四 | 一二、六七四 | 一七、七三三 | 三、九七五 | 七、二三〇 | 一〇、一二五 |
| 二万人以上 | 一〇、八九〇 | 一九、八〇〇 | 二七、七五〇 | 九、五一〇 | 一七、二六〇 | 二四、一八〇 | 五、三〇〇 | 九、六四〇 | 一三、五〇〇 |

第四条第三項中「千五百三十四円」を「千八百三十六円」に、「千三百三十六円」を「千六百円」に、「千百二十円」を「千三百四十一円」に改める。

第五条第四項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | | 市 | | | 町村 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | | 開票日 | 日曜日又は休日 | | 開票日 | 日曜日又は休日 | |
| | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 |

第六条第一項中「二万五千六百円」を「二万七千七百円」に改め、同条第一項中「五万八千六百円」を「五万三千九百四十円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

| 選挙会又は選挙分会が開かれる地 ＼ 区市町村 | 区 | 市 | 町村 |
|---|---|---|---|
| 選挙会又は選挙分会が開かれる地 | 選挙会又は選挙分会が開かれる地 | 選挙会又は選挙分会が開かれる地 | 選挙会又は選挙分会が開かれる地 |
| 衆議院議員選挙 | 一、四五〇円 | 一、二六〇円 | 一、二六〇円 |
| 参議院議員選挙分会 | 一、四五〇円 | 一、二六〇円 | 一、二六〇円 |
| 参議院及び参議院全国選出議員選挙会 | 三、一六〇 | 二、八〇七 | 二、八〇七 |

第七条第一項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | | 市 | | | 町村 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | | 開票日 | 日曜日又は休日 | | 開票日 | 日曜日又は休日 | |
| | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 |

第九条第一項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | 市 | | 町村 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 |

第五条第一項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | 市 | | 町村 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 |

第七条第一項の表を次のように改める。

| 選挙 ＼ 候補者数 | 衆議院議員選挙又は参議院議員選挙地方選出議員選挙 | | 参議院全国選出議員選挙 | |
|---|---|---|---|---|
| | 都道府県の世帯数 | | 都道府県の世帯数 | |
| | 府県の大都市及びその周辺の地域 | その他の地域 | 府県の大都市及びその周辺の地域 | その他の地域 |
| 人未満 | 一、〇七〇円 | 一、〇〇〇円 | 一、〇七〇円 | 一、〇〇〇円 |
| 人以上百人未満 | 二、一四〇 | 二、〇〇〇 | 二、一四〇 | 二、〇〇〇 |
| 百人以上二百五十人未満 | 三、二一〇 | 三、〇〇〇 | 三、二一〇 | 三、〇〇〇 |
| 二百五十人以上五百人未満 | 四、二八〇 | 四、〇〇〇 | 四、二八〇 | 四、〇〇〇 |
| 五百人以上千人未満 | 五、三五〇 | 五、〇〇〇 | 五、三五〇 | 五、〇〇〇 |
| 千人以上二千人未満 | 六、四二〇 | 六、〇〇〇 | 六、四二〇 | 六、〇〇〇 |
| 二千人以上三千人未満 | 七、四九〇 | 七、〇〇〇 | 七、四九〇 | 七、〇〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 八、五六〇 | 八、〇〇〇 | 八、五六〇 | 八、〇〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 九、六三〇 | 九、〇〇〇 | 九、六三〇 | 九、〇〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 一〇、七〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、七〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 一一、七七〇 | 一一、〇〇〇 | 一一、七七〇 | 一一、〇〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 一二、八四〇 | 一二、〇〇〇 | 一二、八四〇 | 一二、〇〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 一三、九一〇 | 一三、〇〇〇 | 一三、九一〇 | 一三、〇〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 一四、九八〇 | 一四、〇〇〇 | 一四、九八〇 | 一四、〇〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 一六、〇五〇 | 一五、〇〇〇 | 一六、〇五〇 | 一五、〇〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 一七、一二〇 | 一六、〇〇〇 | 一七、一二〇 | 一六、〇〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 一八、一九〇 | 一七、〇〇〇 | 一八、一九〇 | 一七、〇〇〇 |
| 三万人以上 | 一九、二六〇 | 一八、〇〇〇 | 一九、二六〇 | 一八、〇〇〇 |

第五条第三項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | 市 | | 町村 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 |
| | 選挙 | 地域又は候補者数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 選挙 | 地域又は候補者数 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 |

第九条第一項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | 市 | | 町村 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 |

第五条第三項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | 市 | | 町村 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 |
| | 選挙 | 地域又は候補者数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 選挙 | 地域又は候補者数 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 |

第九条第一項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | 市 | | 町村 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 |

第五条第四項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | | 市 | | | 町村 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | | 開票日 | 日曜日又は休日 | | 開票日 | 日曜日又は休日 | |
| | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 都道府県の世帯数 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 二、七〇〇 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 三、三〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 四、八〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 五、六〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 六、三〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 五千人以上六千人未満 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 | 五、〇四〇 | 四、〇〇〇 | 七、八〇〇 |
| 六千人以上七千人未満 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 | 五、五二〇 | 四、四〇〇 | 八、六〇〇 |
| 七千人以上八千人未満 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、八〇〇 | 九、四〇〇 |
| 八千人以上九千人未満 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 六、四八〇 | 五、一〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 九千人以上一万人未満 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 | 六、九六〇 | 五、五〇〇 | 一〇、八〇〇 |
| 一万人以上一万五千人未満 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 | 七、五二〇 | 六、〇〇〇 | 一一、七〇〇 |
| 一万五千人以上二万人未満 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 | 八、一四〇 | 六、五〇〇 | 一二、六〇〇 |
| 二万人以上三万人未満 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 | 八、八〇〇 | 七、〇〇〇 | 一三、六〇〇 |
| 三万人以上 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 | 九、四八〇 | 七、五〇〇 | 一四、六〇〇 |

第五条第三項の表を次のように改める。

| 開票区の選挙人数 ＼ 区市町村 | 区 | | 市 | | 町村 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 | 開票日 | 日曜日又は休日 |
| | 選挙 | 地域又は候補者数 | 選挙 | 地域又は候補者数 | 選挙 | 地域又は候補者数 |
| 千人未満 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 | 一、六四〇円 | 一、三〇〇円 |
| 千人以上千五百人未満 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 | 二、一六〇 | 一、七〇〇 |
| 千五百人以上二千人未満 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 | 二、六四〇 | 二、一〇〇 |
| 二千人以上二千五百人未満 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 | 三、一二〇 | 二、五〇〇 |
| 二千五百人以上三千人未満 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 | 三、六〇〇 | 二、九〇〇 |
| 三千人以上四千人未満 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 | 四、〇八〇 | 三、二〇〇 |
| 四千人以上五千人未満 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五六〇 | 三、六〇〇 | 四、五

| 百五十坪以上百坪以上 | 四、五〇 | 一、八三 | 四、〇 | 一、〇〇〇 | 四、〇 | 八、〇〇 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 百坪以上五十坪以上 | 四、五〇 | 一、八三 | 四、〇 | 一、〇九五 | 四、〇 | 八、一九〇 |
| 百坪以下 | 四、五〇 | 一、八三 | 四、〇 | 一、一九〇 | 四、〇 | 八、三八〇 |

第九条第二項中「四百十四円」を「四百九十五円」に、「三百六十一円」を「四百三十二円」に、「三百二円」を「三百六十二円」に改める。

第十条第一項の表を次のように改める。

| 施設催の時 | 演説会開 | 区市町村 | 区 | | 市 | | 町村 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 学校以外の間 | 昼間 | | 三、二五五円 | 四、六六六円 | 三、三五〇円 | 四、〇六〇円 | 三、〇五〇円 | 三、七〇〇円 |
| | 夜間 | | 四、七五三円 | 四、七五三円 | 四、六〇三円 | 四、六〇三円 | 四、三五七円 | 四、三五七円 |
| 学校の間 | 昼間 | | 二、三五五円 | 三、六六六円 | 二、三五〇円 | 三、〇六〇円 | 二、〇五〇円 | 二、七〇〇円 |
| | 夜間 | | 三、七五三円 | 三、七五三円 | 三、六〇三円 | 三、六〇三円 | 三、三五七円 | 三、三五七円 |
| 平日 | 午後十時又は日曜日の休暇前は | | 二、三五五円 | 三、六六六円 | 二、三五〇円 | 三、〇六〇円 | 二、〇五〇円 | 二、七〇〇円 |
| | 午後十時又は日曜日の休暇前は | | 三、七五三円 | 三、七五三円 | 三、六〇三円 | 三、六〇三円 | 三、三五七円 | 三、三五七円 |

第十条第二項中「千百三円」を「千三百二十一円」に、「九百六十二円」を「千百五十一円」に、「八百六円」を「九百六十五円」に改める。

第十三条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

| 金額 | 数人選の挙 | 人五十未満万 | 百五十万人以上 |
|---|---|---|---|
| 三、三五〇円 | 人五十未満万以上 | 百五十万人未満 | 二百五十万人以上 |
| 三、七五〇円 | 百五十万人以上 | 二百五十万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、二〇〇円 | 二百五十万人以上 | 三百万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、六五〇円 | 三百万人以上 | 三百万人以上 | |

二　都道府県の支庁又は地方事務所

| 金額 | 数人選の挙 | 人五十未満万 | 百五十万人以上 |
|---|---|---|---|
| 三、三五〇円 | 人五十未満万以上 | 百五十万人未満 | 二百五十万人以上 |
| 三、七五〇円 | 百五十万人以上 | 二百五十万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、二〇〇円 | 二百五十万人以上 | 三百万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、六五〇円 | 三百万人以上 | 三百万人以上 | |

三　大都市

| 金額 | 数人選の挙 | 人五十未満万 | 百五十万人以上 |
|---|---|---|---|
| 三、七五〇円 | 人五十未満万以上 | 百五十万人未満 | 二百五十万人以上 |
| 四、二〇〇円 | 百五十万人以上 | 二百五十万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、六五〇円 | 二百五十万人以上 | 三百万人未満 | 三百万人以上 |
| 五、一〇〇円 | 三百万人以上 | 三百万人以上 | |

四　区

| 金額 | 数人選の挙 | 人五十未満万 | 百五十万人以上 |
|---|---|---|---|
| 四、二〇〇円 | 人五十未満万以上 | 百五十万人未満 | 二百五十万人以上 |
| 四、六五〇円 | 百五十万人以上 | 二百五十万人未満 | 三百万人以上 |
| 五、一〇〇円 | 二百五十万人以上 | 三百万人未満 | 三百万人以上 |
| 五、五五〇円 | 三百万人以上 | 三百万人以上 | |

五　市

| 金額 | 選挙人の数 | 三万人未満 | 五三万万人以未満上 |
|---|---|---|---|
| 三、七五〇円 | 三万人未満 | 五三万万人以未満上 | 十五万万人以未満上 |
| 四、二〇〇円 | 五三万万人以未満上 | 十五万万人以未満上 | 十五万人以上 |
| 四、六五〇円 | 十五万万人以未満上 | 十五万人以上 | |
| 五、一〇〇円 | 十五万人以上 | | |

六　町村

| 金額 | 選挙人の数 | 三万人未満 | 五三万万人以未満上 | 十五万万人以未満上 | 十五万人以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二、七五〇円 | 三万人未満 | 三、三五〇円 | 三、七五〇円 | 四、二〇〇円 | 四、六五〇円 |
| 三、三五〇円 | 五三万万人以未満上 | 三、七五〇円 | 四、二〇〇円 | 四、六五〇円 | 五、一〇〇円 |
| 三、七五〇円 | 十五万万人以未満上 | 四、二〇〇円 | 四、六五〇円 | 五、一〇〇円 | 五、五五〇円 |
| 四、二〇〇円 | 十五万人以上 | 四、六五〇円 | 五、一〇〇円 | 五、五五〇円 | 六、〇〇〇円 |

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

| 金額 | 数人選の挙 | 人五十未満万 | 百五十万人以上 |
|---|---|---|---|
| 三、三五〇円 | 人五十未満万以上 | 百五十万人未満 | 二百五十万人以上 |
| 三、七五〇円 | 百五十万人以上 | 二百五十万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、二〇〇円 | 二百五十万人以上 | 三百万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、六五〇円 | 三百万人以上 | 三百万人以上 | |

二　都道府県の支庁又は地方事務所

| 金額 | 数人選の挙 | 人五十未満万 | 百五十万人以上 |
|---|---|---|---|
| 三、三五〇円 | 人五十未満万以上 | 百五十万人未満 | 二百五十万人以上 |
| 三、七五〇円 | 百五十万人以上 | 二百五十万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、二〇〇円 | 二百五十万人以上 | 三百万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、六五〇円 | 三百万人以上 | 三百万人以上 | |

三　大都市

| 金額 | 数人選の挙 | 人五十未満万 | 百五十万人以上 |
|---|---|---|---|
| 三、七五〇円 | 人五十未満万以上 | 百五十万人未満 | 二百五十万人以上 |
| 四、二〇〇円 | 百五十万人以上 | 二百五十万人未満 | 三百万人以上 |
| 四、六五〇円 | 二百五十万人以上 | 三百万人未満 | 三百万人以上 |
| 五、一〇〇円 | 三百万人以上 | 三百万人以上 | |

四　区

| 金額 | 数人選の挙 | 人五十未満万 | 百五十万人以上 |
|---|---|---|---|
| 四、二〇〇円 | 人五十未満万以上 | 百五十万人未満 | 二百五十万人以上 |
| 四、六五〇円 | 百五十万人以上 | 二百五十万人未満 | 三百万人以上 |
| 五、一〇〇円 | 二百五十万人以上 | 三百万人未満 | 三百万人以上 |
| 五、五五〇円 | 三百万人以上 | 三百万人以上 | |

五　市

| 金額 | 選挙人の数 | 三万人未満 | 五三万万人以未満上 | 十五万万人以未満上 | 十五万人以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 三、七五〇円 | 三万人未満 | 五三万万人以未満上 | 十五万万人以未満上 | 十五万人以上 | |
| 四、二〇〇円 | 五三万万人以未満上 | 十五万万人以未満上 | 十五万人以上 | | |
| 四、六五〇円 | 十五万万人以未満上 | 十五万人以上 | | | |
| 五、一〇〇円 | 十五万人以上 | | | | |

六　町村

| 金額 | 選挙人の数 | 三万人未満 | 五三万万人以未満上 | 十五万万人以未満上 | 十五万人以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 二、七五〇円 | 三万人未満 | 三、三五〇円 | 三、七五〇円 | 四、二〇〇円 | 四、六五〇円 |
| 三、三五〇円 | 五三万万人以未満上 | 三、七五〇円 | 四、二〇〇円 | 四、六五〇円 | 五、一〇〇円 |
| 三、七五〇円 | 十五万万人以未満上 | 四、二〇〇円 | 四、六五〇円 | 五、一〇〇円 | 五、五五〇円 |
| 四、二〇〇円 | 十五万人以上 | 四、六五〇円 | 五、一〇〇円 | 五、五五〇円 | 六、〇〇〇円 |

第十七条第二項中「二十八万一千三百四十三円」を「二十八万四千百八十九円」に改め、同条第三項中「二七、一九五」を「三三、一六〇」に「二六、七五六」を「二八、〇二七」に「二四、四八一」を「二七、二九四」に改める。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

---

日本国憲法第五十四条第二項但書の参議院の緊急集会において議決された期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十八年三月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

## 法律第二十四号

### ◎期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律

**第一条**　左に掲げる法律の規定中「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和二十八年五月三十一日」に改める。

一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）附則第二項

二　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項

三　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第二十一条第二項及び第三項

四　関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第一四七号）附則第二項

年法律第百十号）附則第五項及び第六項

五　恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百五号）第二条

六　国家行政組織法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百五十三号）附則第三項

七　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百五十四号）附則第六項

八　保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条第一項の表及び同条第三項

2　左に掲げる法律の規定中「昭和二十八年四月一日」を「昭和二十八年六月一日」に改める。

一　国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第二十三号）附則第二項

二　厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十三号）附則第一項

**第二条**　昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律（昭和二十五年法律第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和二十七年度」を「昭和二十八年六月一日」に改める。

**第三条**　金管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「三年間」を「昭和二十八年五月三十一日までの間」に改める。

**第四条**　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和二十八年五月三十一日」に、「昭和二十七年度」を「同日」に改め、同条第三項中「昭和二十八年度」を「昭和二十八年六月一日」に改める。

**第五条**　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び昭和二十七年度」を「、昭和二十七年度及び昭和二十八年度」に改める。

第三十一条の二第五項及び第八項並びに第三十一条の三第一項第一号中「昭和二十八年」を「昭和二十九年」に改める。

第七十条中「昭和二十八年」を「昭和二十九年」に、「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。

第七十一条の見出し中「昭和二十八年」を「昭和二十九年」に改め、同条第一項中「昭和二十八年」を「昭和二十九年」に、「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改め、同条第二項中「昭和二十八年」を「昭和二十九年」に改め、同条第三項中「昭和二十八年」を「昭和二十九年」に、「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改め、同条第四項中「昭和二十七年度」を「昭和二十八年度」に改める。

第七十二条第一項中「昭和二十八年一月一日」を「昭和二十九年一月一日」に、「昭和二十八年度」を「昭和二十九年度」に改め、同条第二項から第四項まで中「昭和二十八年」を「昭和二十九年」に改める。

第七十三条の見出し中「昭和二十八年度分」を「昭和二十九年度分」に改め、同条第一項中「昭和二十八年度分」を「昭和二十九年度分」に、「昭和二十七年度分」を「昭和二十八年度分」に改める。

第七十四条第一項中「昭和二十八年度分」を「昭和二十九年度分」に、「昭和二十九年」を「昭和三十年」に改める。

第七十四条の二第一項中「昭和二十八年一月一日」を「昭和二十九年一月一日」に、「昭和二十八年度」を「昭和二十九年度」に、「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に、「昭和二十八年三月三十一日」を「昭和二十九年三月三十一日」に改める。

第六章の標題中「及び昭和二十七年度」を「、昭和二十七年度及び昭和二十八年度」に改める。

第七百四十条の見出し中「及び昭和二十七年度分」を「、昭和二十七年度分及び昭和二十八年度分」に改め、同条第一項中「及び昭和二十七年度分」を「、昭和二十七年度分」に、「に限り、」を「及び昭和二十八年度分（法人にあつては昭和二十八年一月一日の属する事業年度から昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分）に限り、」に改め、同条第二項中「昭和二十七年十二月三十一日」を「昭和二十八年十二月三十一日」に、「昭和二十七年度分」を「昭和二十八年度分」に改める。

第七百四十四条第一項中「昭和二十八年一月一日



の属する事業年度の直前の事業年度までの間の各事業年度」を「昭和二十八年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間、昭和二十八年度にあつては昭和二十八年一月一日の属する事業年度から昭和二十九年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の各事業年度」に、「昭和二十六年中における事業の所得」を「昭和二十六年中、昭和二十八年度にあつては昭和二十七年中における事業の所得」に改め、同条第四項中「又は昭和二十七年一月一日から十二月三十一日までに」を「、昭和二十七年一月一日から十二月三十一日までに又は昭和二十八年一月一日から十二月三十一日までに」に改め、同条第九項中「昭和二十七年一月一日から事業廃止の日まで」の下に「、昭和二十八年度にあつては昭和二十七年中又は昭和二十八年一月一日から事業廃止の日まで」を加える。

第七百四十九条第一項中「昭和二十七年一月一日から事業廃止の日まで」の下に「、昭和二十八年度については昭和二十七年中又は昭和二十八年一月一日から事業廃止の日まで」を加える。

第七百五十条中「及び昭和二十七年度分」を「、昭和二十七年度分及び昭和二十八年度分」に改める。

第七百七十七条第一項中「昭和二十六年中における業務の所得」を「昭和二十六年中、昭和二十八年度にあつては昭和二十七年中における業務の所得」に改め、同条第二項中「又は昭和二十七年一月一日から十二月三十一日までに」を「、昭和二十七年一月一日から十二月三十一日までに又は昭和二十八年一月一日から十二月三十一日までに」に改め、同条第三項中「昭和二十七年一月一日から業務廃止の日まで」の下に「、昭和二十八年度にあつては昭和二十七年中又は昭和二十八年一月一日から業務廃止の日まで」を加える。

第七百八十一条中「及び昭和二十七年度」を「、昭和二十七年度分及び昭和二十八年度分」に改める。

**第六条**　外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項但書中「一年以内」を「昭和二十八年六月一日までの間」に改める。

**第七条**　昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第六条から第九条まで中「同年三月三十一日」を「同年五月三十一日」に改める。

別表第二及び別表第三中「3月」を「5月」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、第五条の規定は、昭和二十八年度分の地方税から適用する。

2　この法律の施行に関し必要な経過的措置は、政令で定める。

（内閣総理・各省大臣署名）

日本国憲法第五十四条第二項但書の参議院の緊急集会において議決された国立学校設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十八年三月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

## 法律第二十五号

### ◉国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

（大学院を置く大学）

**第三条の二**　左に掲げる国立大学に、大学院を置く。

北海道大学
東北大学
東京大学
東京教育大学
東京工業大学
一橋大学
名古屋大学

京都大学
大阪大学
神戸大学
広島大学
九州大学

2　前項の国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程は、政令で定める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 国立大学の名称 | 大学に置かれる職員の定員 |
|---|---|
| 北海道大学 | 二、四九四人 |
| 北海道学芸大学 | 七〇四人 |
| 室蘭工業大学 | 一五六人 |
| 小樽商科大学 | 一〇七人 |
| 帯広畜産大学 | 一四六人 |
| 弘前大学 | 八九四人 |
| 岩手大学 | 五七八人 |
| 東北大学 | 三、八四六人 |
| 秋田大学 | 四七八人 |
| 山形大学 | 六〇五人 |
| 福島大学 | 四一八人 |
| 茨城大学 | 六九三人 |
| 宇都宮大学 | 四四一人 |
| 群馬大学 | 九六三人 |
| 埼玉大学 | 三四二人 |
| 千葉大学 | 一、五二一人 |
| 東京大学 | 五、六八五人 |
| 東京医科歯科大学 | 一、〇四七人 |
| 東京外国語大学 | 一一八人 |
| 東京学芸大学 | 九〇四人 |
| 東京農工大学 | 二九八人 |
| 東京芸術大学 | 二八八人 |
| 東京教育大学 | 一、一三七人 |
| 東京工業大学 | 九六〇人 |
| お茶の水女子大学 | 三一二人 |
| 電気通信大学 | 一四五人 |
| 一橋大学 | 三一四人 |
| 東京水産大学 | 二九六人 |
| 横浜国立大学 | 六一三人 |
| 新潟大学 | 一、四五一人 |
| 富山大学 | 四七六人 |
| 金沢大学 | 一、五九四人 |
| 福井大学 | 三六〇人 |
| 山梨大学 | 三九五人 |
| 信州大学 | 一、三一三人 |
| 岐阜大学 | 五四六人 |
| 商船大学 | 二四〇人 |
| 静岡大学 | 七七六人 |
| 名古屋大学 | 一、九八一人 |
| 愛知学芸大学 | 五五九人 |
| 名古屋工業大学 | 二五三人 |
| 三重大学 | 四五一人 |
| 滋賀大学 | 二九五人 |
| 京都大学 | 三、三〇二人 |
| 京都学芸大学 | 三一九人 |
| 京都工芸繊維大学 | 三三八人 |
| 大阪大学 | 二、六一七人 |
| 大阪外国語大学 | 一〇一人 |
| 大阪学芸大学 | 六四八人 |
| 神戸大学 | 九九五人 |
| 神戸商船大学 | 一〇一人 |
| 奈良学芸大学 | 二五一人 |





| | |
|---|---|
| 奈良女子大学 | 二三一人 |
| 和歌山大学 | 三〇八人 |
| 鳥取大学 | 八五一人 |
| 島根大学 | 三三六人 |
| 岡山大学 | 一、三八一人 |
| 広島大学 | 一、三三九人 |
| 山口大学 | 六八二人 |
| 徳島大学 | 九二三人 |
| 香川大学 | 三五七人 |
| 愛媛大学 | 五三五人 |
| 高知大学 | 三六五人 |
| 福岡学芸大学 | 四七六人 |
| 九州大学 | 二、八一三人 |
| 九州工業大学 | 二二七人 |
| 佐賀大学 | 三一四人 |
| 長崎大学 | 一、一四三人 |
| 熊本大学 | 一、三八三人 |
| 大分大学 | 三四四人 |
| 宮崎大学 | 四六六人 |
| 鹿児島大学 | 八〇〇人 |

附則

1　この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表文部省の項の定員の欄中「六二、六二一人」を「六三、一四八人」に、「六三、〇七一人」を「六三、五九八人」に、同表同項の備考の欄中「六一、〇二一人」を「六一、五四八人」に、同表合計の項の定員の欄中「六八九、〇五四人」を「六八九、五八一人」に改める。

（文部・内閣総理大臣署名）

日本国憲法第五十四条第二項但書の参議院の緊急集会において議決された不正競争防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

昭和二十八年三月二十六日

内閣総理大臣　吉田　茂

## 法律第二十六号

### ◎不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号及び第四号中「商品若ハ其ノ広告ニ」の下に「若ハ公衆ノ知リ得ベキ方法ヲ以テ取引上ノ書類若ハ通信ニ」を加える。

第二条第一項第一号中「商品ノ普通名称」の下に「（ぶどうヲ以テ生産セラレタル物ノ原産地ノ地方的名称ニシテ普通名称ト為リタルモノヲ除ク）」を加える。

附則

この法律は、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の加入への効力発生の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

# 部門別索引

一　第十五回国会で制定した法律計七十七件を十一部門（国会、国家行政組織、公務員、外務、地方行政・治安、裁判所・法務、財政・金融、産業・経済、交通・通信・建設、厚生、労働）に分類して掲載した。

二　制定法律の次に△の記号を冠して制定法律によつて改廃された法令の件名を列挙した。カツコの中の記載件名がその法令の改廃を規定した法律である。

## 第一　国会関係


○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・一二・二五法三二二）……四
○裁判官弾劾法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二九法三五二）……二六
○国立国会図書館法第二十条の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・二・一三法五）……一三


## 第二　国家行政組織関係


○保安庁法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二七法三四二）……九六
○法務省設置法の一部を改正する法律（昭二八・三・二五法二三）……一四
○外務省設置法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二六法三三一）……八七
○統計法の一部を改正する法律（昭二八・三・一八法一六）……一九
△南方連絡事務局設置法（昭二七法二一八）の一部改正――（昭二七法三二四一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律による）……一四
△在外公館増置令（昭二七政三三六）の廃止――（昭二七法三三二在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律による）……八九
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法三五農林漁業金融公庫法による）……一三三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法六酒税法による）……一五三
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二七法三四六中小漁業融資保証法による）……一〇九
△大蔵省設置法（昭二四法一四四）の一部改正――（昭二八法七酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律による）……一六八
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法一三消費生活協同組合資金の貸付に関する法律による）……一五六
△厚生省設置法（昭二四法一五一）の一部改正――（昭二八法一四麻薬取締法による）……一八九
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二八法三五飼料の品質改善に関する法律による）……二〇三
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二七法三五六飼料需給安定法による）……一二六
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二七法三五四湿田単作地域農業改良促進法による）……一九
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二七法三五農林漁業金融公庫法による）……一三三
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二七法三四六中小漁業融資保証法による）……一〇九
△農林省設置法（昭二四法一五三）の一部改正――（昭二八法一二海岸砂地地帯農業振興臨時措置法による）……一七五

△水産庁設置法(昭二三法七八)の一部改正――(昭二七法三四六中小漁業融資保証法による)……一〇九
△水産庁設置法(昭二三法七八)の一部改正――(昭二七法三四七中小漁業融資保証保険特別会計法による)……一一一
△通商産業省設置法(昭二七法二七五)の一部改正――(昭二七法三四一電気及びガスに関する臨時措置に関する法律による)……九五

## 第三　公務員関係

○一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律(昭二七・一二・三法三一三)……一
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・一二・二五法三二四)……六
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・一二・二五法三二三)……五
○保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭二七・一二・二五法三二五)……四六
△国家公務員災害補償法(昭二六法一九一)の一部改正――(昭二七法三二四一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律による)……四四
△国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭二四法二〇〇)の一部改正――(昭二七法三二五保安庁職員給与法の一部を改正する法律による)……五三
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七法九三)の一部改正――(昭二七法三三二在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律による)……八七
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七法九三)の一部改正――(昭二七法三二四一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律による)……四四
△在外公館の増置に伴う在勤俸の額の設定に関する政令(昭二七政四三八)の廃止――(昭二七法三三二在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律による)……八九
△国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭二五法一四二)の一部改正――(昭二八法一七農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律による)……一九二
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五法六二)の一部改正――(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二四
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭二五法六二)の一部改正――(昭二七法三四七中小漁業融資保証保険特別会計法による)……一二一

## 第四　外務関係

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭二七・一二・二六法三三二)……八七

## 第五　地方行政・治安関係

○地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律(昭二七・一二・二七法三四三)……九六
○昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律(昭二七・一二・二七法三四四)……九六
○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭二七・一二・二六法三三三)……八九
△地方自治法(昭二二法六七)の一部改正――(昭二七法三五〇母子福祉資金の貸付等に関する法律による)……一一五
△地方財政法(昭二三法一〇九)の一部改正――(昭二七法二五〇母子福祉資金の貸付等に関する法律による)……一一六
△地方財政法(昭二三法一〇九)の一部改正――(昭二八法一四麻薬取締法による)……一八九
△地方税法(昭二五法二二六)の一部改正――(昭二七法三三〇昭和二十八年分所得税の臨時特例に関する法律による)……六〇
△地方税法(昭二五法二二六)の一部改正――(昭二七法三四六中小漁業融資保証法による)……一一〇
△地方税法(昭二五法二二六)の一部改正――(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二四
△町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭二七法一四三)の廃止――(昭二七法三三三町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律による)……八九

## 第六　裁判所・法務関係

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・一二・二五法三二六)……五五
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・三・一六法一一)……一七二
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・一二・二五法三二七)……五六
○平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・一・二二法四)……一三三
△印紙等模造取締法(昭二二法一八九)の一部改正――(昭二八法六酒税法による)……一五三

## 第七　財政・金融関係

○造幣局特別会計法等の一部を改正する法律(昭二七・一二・二六法三三五)……八九
○食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二七・一二・二五法一二八)……五七
○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二七・一二・二三法三二〇)……三
○解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律(昭二八・三・三一法二八)……一九六
○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二八・三・三一法三〇)……一九七
○国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律(昭二八・四・一法三二)……一九七
○中小漁業融資保証保険特別会計法(昭二七・一二・二七法三四七)……一一〇
○漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・一二・二五法一二九)……五七
○漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律(昭二七・一二・二三法三二一)……三
○漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二八・三・三一法二九)……一九六
○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二七・一二・二七法三四五)……九八
○昭和二十八年分所得税の臨時特例に関する法律(昭二七・一二・二五法三三〇)……五八
○昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭二七・一二・二九法三五一)……一一六

○酒税法(昭二八・二・二八法六)……一三四
○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭二八法七)……一五三
○日本専売公社法の一部を改正する法律(昭二七・一二・二六法三三八)……九一
○アルコール専売事業特別会計法の一部を改正する法律(昭二八・三・三一法三一)……一九七
○製造たばこの定価の決定又は改正に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・三・二八法二七)……一九五
○旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律(昭二八・三・一九法一九)……一九二
○国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二七・一二・一三法三一四)……一
○外航船舶建造融資利子補給法(昭二八・一・五法一)……一三〇

△予算執行職員等の責任に関する法律(昭二五法一七二)の一部改正——(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二四
△国庫出納金等端数計算法(昭二五法六一)の一部改正——(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二四
△印刷局特別会計法(昭二二法三六)の一部改正——(昭二七法三三五造幣局特別会計法等の一部を改正する法律による)……九〇
△食糧管理特別会計法(大一〇法三七)の一部改正——(昭二七法三五六飼料需給安定法による)……一二六
△食糧管理特別会計法(大一〇法三七)の一部改正——(昭二八法二てん菜生産振興臨時措置法による)……一三二
△自作農創設特別措置特別会計法(昭二一法四四)の一部改正——(昭二八法二八解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律による)……一九六
△農林漁業資金融通特別会計法(昭二六法一〇六)の廃止——(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二三
△国有林野事業特別会計法(昭二二法三八)の一部改正——(昭二七法三三五造幣局特別会計法等の一部を改正する法律による)……九〇
△郵政事業特別会計法(昭二四法二四)の一部改正——(昭二七法三三五造幣局特別会計法等の一部を改正する法律による)……九〇
△簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭一九法一二)の一部改正——(昭二七法三四八簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律による)……一二二
△租税特別措置法(昭二一法一五)の一部改正——(昭二八法六酒税法による)……一五二
△租税特別措置法の一部を改正する法律(昭二七法六一)の一部改正——(昭二七法三四五租税特別措置法の一部を改正する法律による)……九九
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二三
△所得税法(昭二二法二七)の一部改正——(昭二七法三四六中小漁業融資保証法による)……一一〇
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法三四六中小漁業融資保証法による)……一一〇
△法人税法(昭二二法二八)の一部改正——(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二四
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二八法七酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律による)……一六八
△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法三四六中小漁業融資保証法による)……一一〇





△登録税法(明二九法二七)の一部改正——(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二四
△印紙税法(明三二法五四)の一部改正——(昭二七法三四六中小漁業融資保証法による)……一一〇
△印紙税法(明三二法五四)の一部改正——(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二四
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭二七法一一二)の一部改正——(昭二八法六酒税法による)……一五三
△アルコール専売事業特別会計法(昭二二法三九)の一部改正——(昭二七法三三五造幣局特別会計法等の一部を改正する法律による)……九〇
△公庫の予算及び決算に関する法律(昭二六法九九)の一部改正——(昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による)……一二三
△資金運用部資金法(昭二六法一〇〇)の一部改正——(昭二七法三四八簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律による)……一二二
△農林中央金庫法(大一二法四二)の一部改正——(昭二七法三四六中小漁業融資保証法による)……一一〇

## 第八　産業・経済関係

○輸出品取締法の一部を改正する法律(昭二八・三・一二法九)……一六九
○消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭二八・三・一六法一三)……一七五
○湿田単作地域農業改良促進法(昭二七・一二・二九法三五四)……一一七
○てん菜生産振興臨時措置法(昭二八・一・九法二)……一三一
○中小漁業融資保証法(昭二七・一二・二七法三四六)……九九
○農業改良助長法の一部を改正する法律(昭二七・一二・二九法三五三)……一一六
○海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭二八・三・一六法一二)……一七三
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(昭二七・一二・二二法三一七)……二
○オホーツク海暴風浪及びカムチヤツカ沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭二七・一二・二九法三五七)……一二七
○農山漁村電気導入促進法(昭二七・一二・二九法三五八)……一二八
○主要農作物種子法の一部を改正する法律(昭二八・三・二〇法二〇)……一九三
○飼料需給安定法(昭二七・一二・二九法三五六)……一二五
○飼料の品質改善に関する法律(昭二八・四・一一法三五)……一九九
○製塩施設法の一部を改正する法律(昭二八・四・一法三四)……三四
○電気及びガスに関する臨時措置に関する法律(昭二七・一二・二七法三四一)……九五
○農林漁業金融公庫法(昭二七・一二・二九法三五五)……一一九
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭二八・三・一八法一七)……一九二

△昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二二法一三八)の一部改正——(昭二七法三四一電気及びガスに関する臨時措置に関する法律による)……九五
△事業者団体法(昭二三法一九一)の一部改正——(昭二七法三四六中小漁業融資保証法による)……一〇九
△事業者団体法(昭二三法一九一)の一

部改正――（昭二七法三四一電気及びガスに関する臨時措置に関する法律による）……九五
△農産種苗法（昭二二法一一五）の一部改正――（昭二八法二〇主要農作物種子法による）……一四
△農林漁業資金融通法（昭二六法一〇五）の一部改正――（昭二七法三五八農山漁村電気導入促進法による）……一三〇
△農林漁業資金融通法（昭二六法一〇五）の廃止――（昭二七法三五五農林漁業金融公庫法による）……一三三

第九　交通・通信・建設関係

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二六法三三九）……九三
○日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律（昭二七・一二・二六法三三六）……九一
○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二七法三四〇）……九三
○海上保安官に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭二八・四・一法三三）……一六
○電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二七法三四九）……一三
○簡易郵便局法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二三法三一八）……二
○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律（昭二七・一二・二七法三四八）……一二
△船舶建造融資補給及損失補償法（昭二四法七一）の廃止――（昭二八法一四法七一）
外航船舶建造融資利子補給法による）……一三

第十　厚生関係

○生活保護法の一部を改正する法律（昭二八・三・一三法二一）……一九四
○国際連合の決議に基く民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律（昭二七・一二・二六法三三七）……九一
○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二六法三三四）……八九
○母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭二七・一二・二九法三五〇）……一三
○児童福祉法の一部を改正する法律（昭二八・三・一六法一〇）……一七
○医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・三・五法八）……一六
○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・三・一九法一八）……一九二
△麻薬取締法（昭二三法一一三）の廃止――（昭二八法一四麻薬取締法による）……一八
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三法一二九）の一部改正――（昭二八法一二生活保護法の一部を改正する法律による）……一九四
△母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭二七法三五〇）の一部改正――（昭二八法一〇児童福祉法の一部を改正する法律による）……一七
△薬事法（昭二三法一九七）の一部改正――（昭二八法一四麻薬取締法による）……一八
△公共企業体等労働関係法（昭二三法二五七）の一部改正――（昭二八法三二国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律による）……一八

第十一　労働関係

△船舶建造融資補給及損失補償法（昭二四法七一）の廃止――（昭二八法一四法七一）
外航船舶建造融資利子補給法による）……一三
○漁船乗組員給与保険法の一部を改正する法律（昭二七・一二・一八法三二五）……一
○船員保険法の一部を改正する法律（昭二七・一二・二三法三一九）……三
△社会保険診療報酬支払基金法（昭二三法一二九）の一部改正――（昭二八法一二生活保護法の一部を改正する法律による）……一九四
△母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭二七法三五〇）の一部改正――（昭二八法一〇児童福祉法の一部を改正する法律による）……一七
△薬事法（昭二三法一九七）の一部改正――（昭二八法一四麻薬取締法による）……一八
△麻薬取締法（昭二三法一一三）の廃止――（昭二八法一四麻薬取締法による）……一八
△公共企業体等労働関係法（昭二三法二五七）の一部改正――（昭二八法三二国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律による）……一八